

(別紙 4)

眼球のあっせんを行う具体的手段 書式例

「臓器のあっせん業の許可等について」（令和 7 年 9 月 25 日健生発 0925 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）第 2 の 2 に定める「①眼球の提供者の募集及び登録、②眼球の移植を希望する者の募集及び登録、③眼球の提供者、眼球提供施設、眼球の移植実施施設等の間の連絡調整活動等」の業務について、それぞれの具体的手段が分かるよう記載すること。

(1) ○○

具体的手段

(2) ○○

具体的手段

【留意事項】

- (※ 1) 記載する枠が足りない場合は適宜追加すること。
- (※ 2) 必要に応じて、業務の具体的な流れが分かる参考資料等も添付すること。